

第1回 長岡京市上下水道事業審議会

日時：平成29年8月16日（水）
午後1時30分から
場所：長岡京市役所会議室2

次 第

1. 開 会
2. あいさつ
3. 委嘱状の交付
4. 会長及び副会長の選出
5. 諮問事項 「経営戦略による上下水道事業ビジョンの策定と
今後の水道料金及び下水道使用料のあり方」
6. 議 題
 - (1) 上下水道事業の現状について
 - (2) アンケート（案）について
 - (3) 審議会開催概要（案）について
 - (4) 部会の設置について
7. その他
 - (1) 上下水道施設視察について
8. 閉 会

29長水総第253号
平成29年8月16日

長岡京市上下水道事業審議会 会長 様

長岡京市長 中小路 健 吾

長岡京市上下水道事業審議会（諮問）

下記のことについて、長岡京市上下水道事業審議会設置条例第2条の規定により諮問します。

記

1. 経営戦略による上下水道事業ビジョンの策定と今後の水道料金及び下水道使用料のあり方
2. 諮問理由

長岡京市の水道事業は、平成21年に策定した水道ビジョンが平成31年度に終了し、次期ビジョンを策定する必要があります。一方、下水道事業は平成29年度から地方公営企業法の全部適用（法適化）がスタートし、水道事業と同様のビジョンを策定するところであります。このような中で、上下水道事業を含む公営企業に対して、総務省から「経営戦略」策定の要請が出されました。

つきましては、平成32年度からの上下水道事業ビジョンの策定にあたり、遊休地の活用も含めた施設整備の方向性に加えて、経営戦略の視点を盛り込み、将来に向けて上下水道の各事業を健全に運営できますよう、現行の各料金体系における利用者負担のあり方、即ち「今後の水道料金及び下水道使用料のあり方」についても、ご審議をいただきたく諮問いたします。



長岡京市上下水道事業審議会（第1回）



資 料

開催日：平成29年8月16日

長岡京市上下水道部



1. 上下水道事業の現状

(1) 上下水道事業の概要	1
(2) 上下水道施設位置図	2
(3) 水道及び下水道事業の収支の推移	3
(4) 有収水量の推移（水道及び下水道）	4～5
(5) 業務指標の比較（水道及び下水道）	6
(6) 京都府下一般家庭の水道料金及び下水道使用料比較	7
(7) 経営戦略の策定推進について	8～10

2. アンケート(案)について

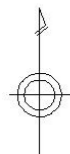
(1) アンケート調査実施概要(案)	11
(2) アンケート(案)比較検討資料	12～15

3. 審議会開催概要(案)について

(1) 審議会開催スケジュール(案)	16
--------------------	----

上下水道事業の概要

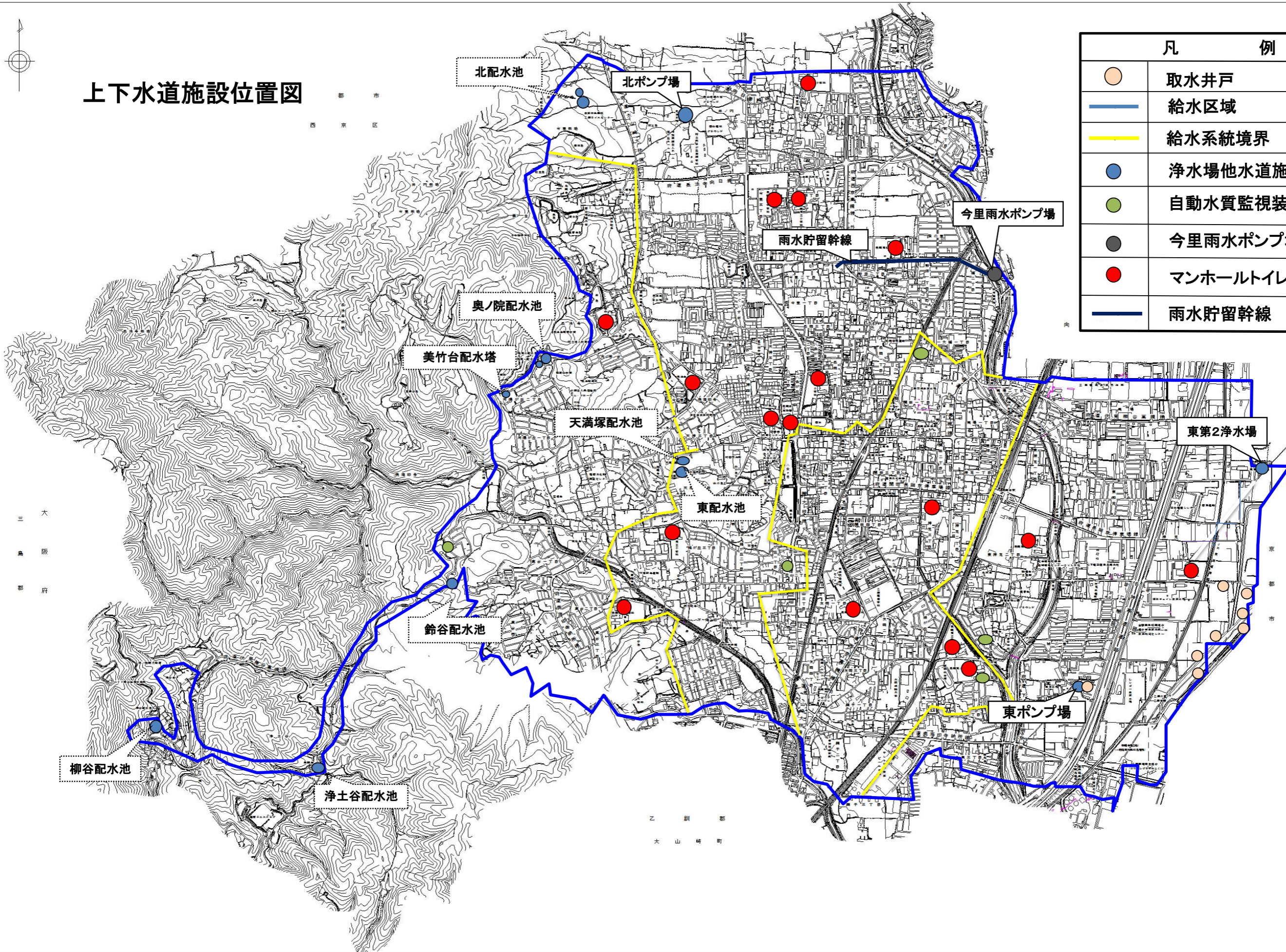
	上下水道事業審議会(旧懇談会)	水道事業	下水道事業
H11 以前		一部給水開始(昭和38年7月～)	供用開始(昭和54年11月～)
H12		京都府営水道受水開始(10月～)	
H13		水道料金改定(29.05%)	
H14			
H15	水道事業懇談会 (H15.7～H16.10)	3階直結給水開始	
H16			下水道使用料改定(28.3%)
H17	上下水道事業懇談会 (H17.11～H19.6)	水道料金改定(15.27%)	
H18		「ガラシャおもかげの水」供給施設完成	今里貯留幹線供用開始(5月～)
H19		非常用備蓄水の製造及び備蓄開始	雨水タンク設置助成開始
H20	上下水道事業懇談会 (H20.7～H21.5)		
H21		浄水場統合	災害用マンホールトイレ設置開始
H22		水道ビジョンスタート(H22～31)	
H23		水道料金改定(▲5.14%)	汚水事業整備ほぼ完成
H24			
H25	上下水道事業審議会 (H25.11～H27.10)	北新配水池完成	長寿命化(汚水)計画策定
H26			いろは呑龍トンネル南幹線着工
H27		水道料金改定(▲8.66%)	下水道使用料改定(10.69%)
H28		北受水池及び北ポンプ場完成	
H29	上下水道事業審議会 (H29.8～H31.7)		地方公営企業法全部適用(4月～)
H30			
H31			



上下水道施設位置図

都 市
西 京 区

凡 例	
	取水井戸
	給水区域
	給水系統境界
	浄水場他水道施設
	自動水質監視装置
	今里雨水ポンプ場
	マンホールトイレ
	雨水貯留幹線

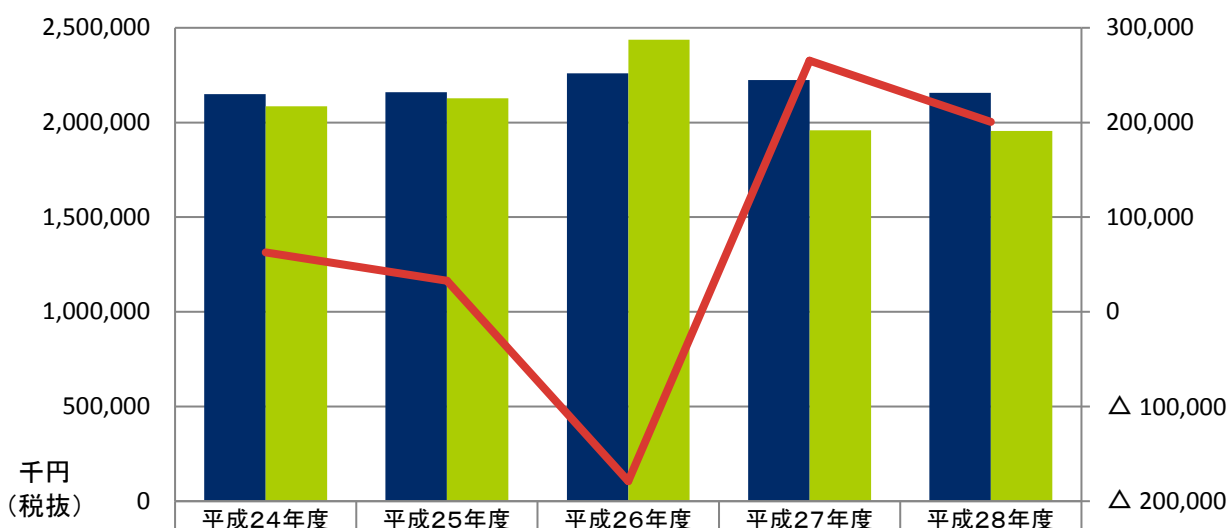


大 阪 府
三 島 市
可 部 町

京 都 府
伏 見 区
市

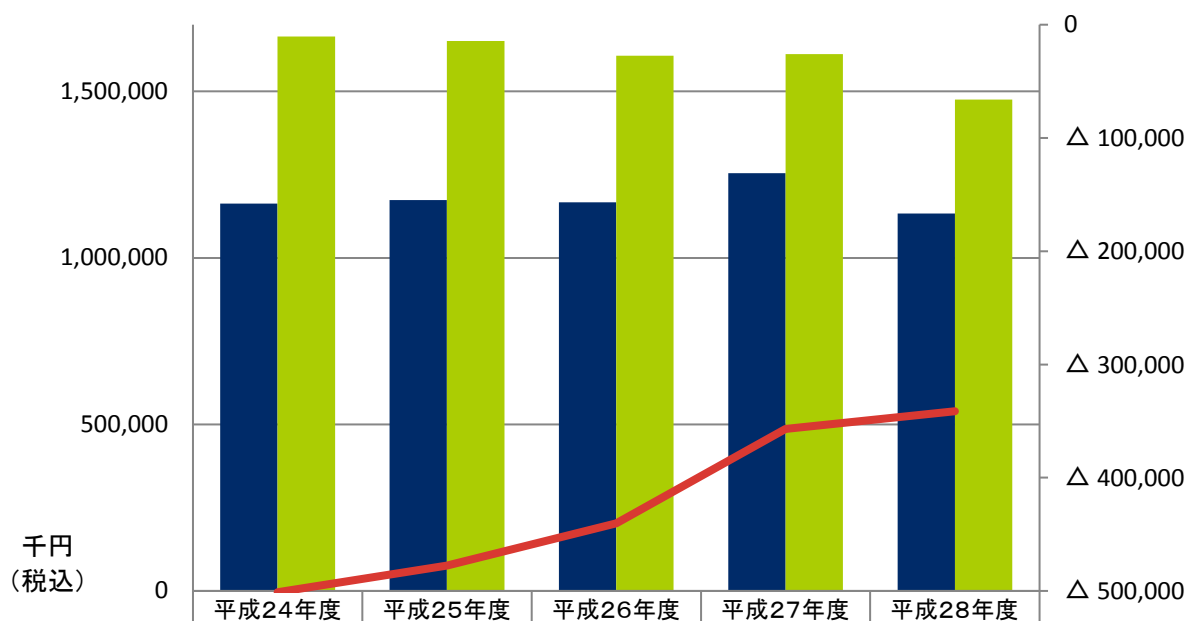
乙 訓 部
大 山 崎 町

水道事業収益的収支の推移



	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
収益的收入	2,149,000	2,160,382	2,258,817	2,224,510	2,156,526
収益的支出	2,086,212	2,127,542	2,437,663	1,959,226	1,955,894
収支(右軸)	62,788	32,840	△ 178,846	265,284	200,632

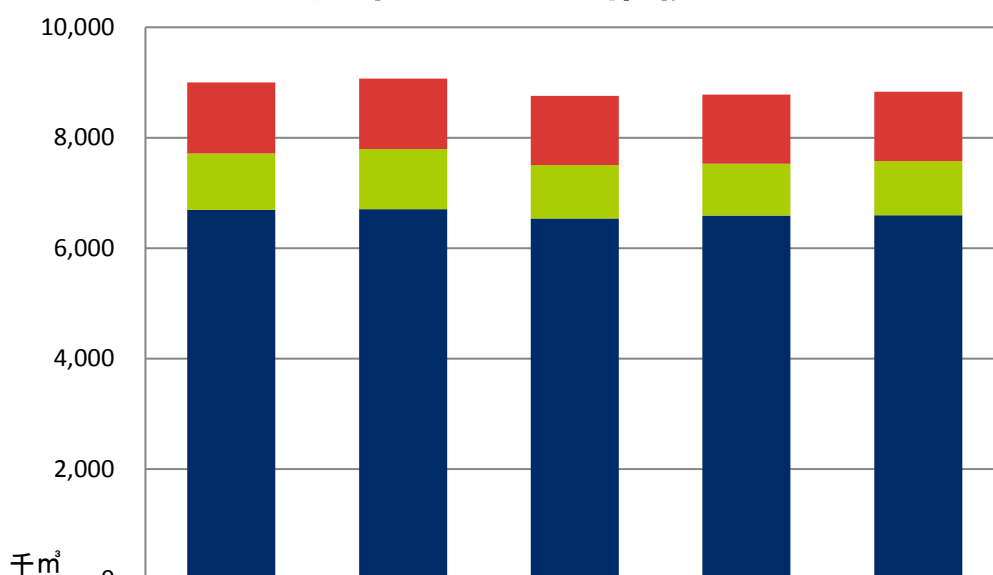
下水道事業使用料対象収支



	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
使用料収入	1,163,128	1,173,136	1,166,718	1,254,557	1,133,431
使用料対象経費	1,664,259	1,650,850	1,607,070	1,611,385	1,474,767
収支(右軸)	△ 501,131	△ 477,714	△ 440,352	△ 356,828	△ 341,336

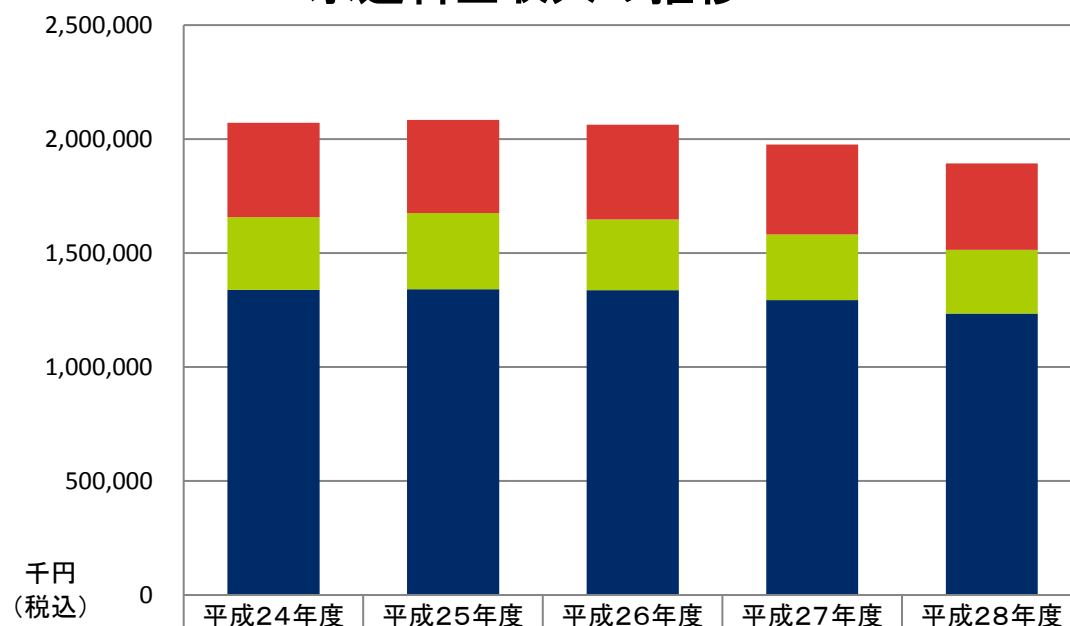
※ 平成28年度については、決算見込みです。

水道有収水量の推移



	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
■ 営業・その他	1,287	1,275	1,250	1,250	1,262
■ 工場用	1,020	1,088	966	939	976
■ 家庭用	6,694	6,709	6,540	6,593	6,598
合計	9,001	9,072	8,756	8,782	8,836

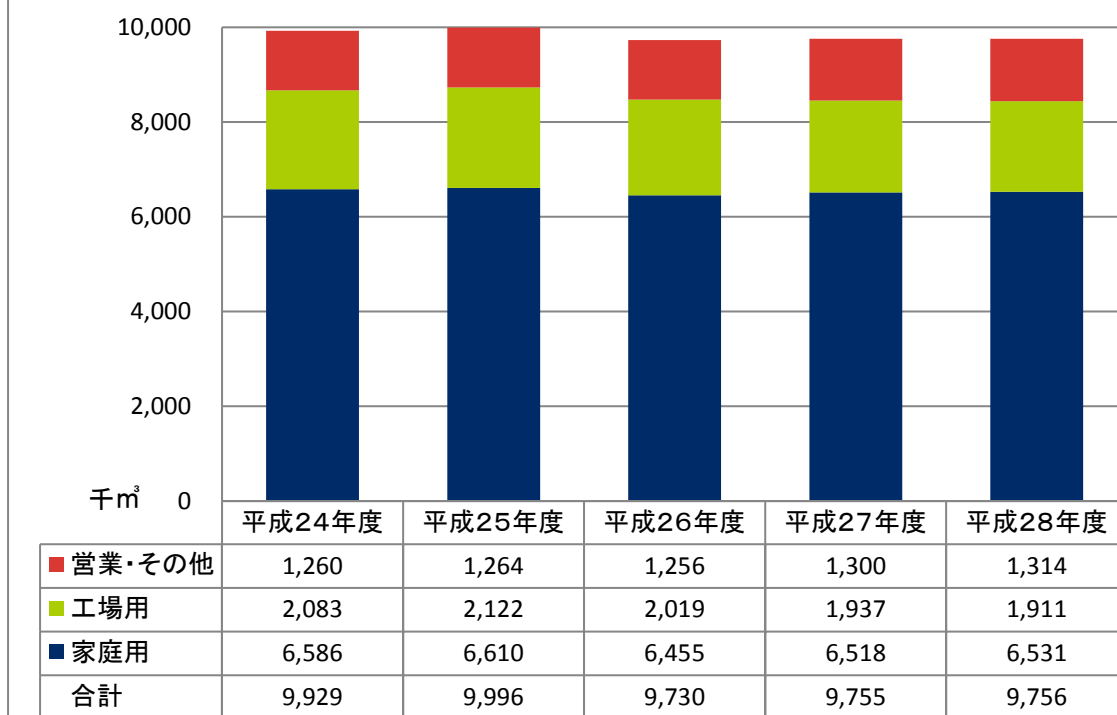
水道料金収入の推移



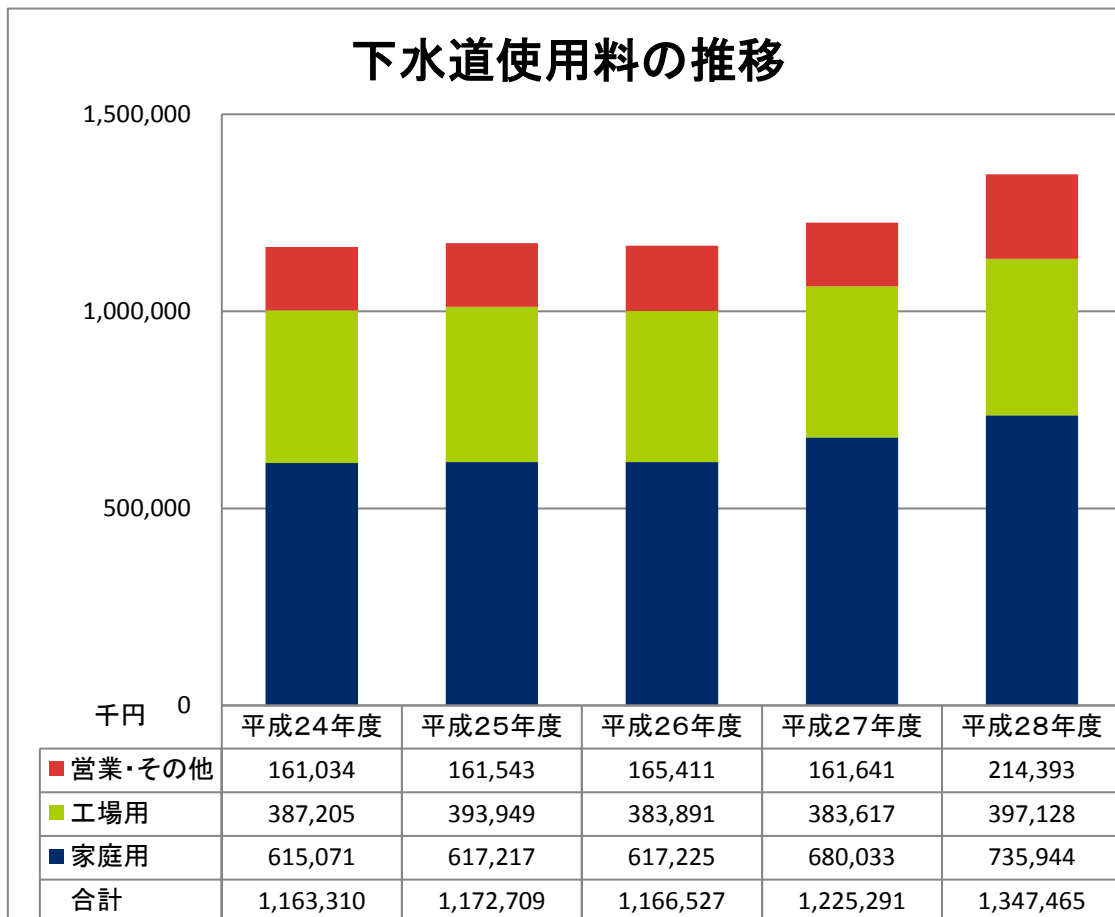
	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
■ 営業・その他	413,925	408,743	415,948	394,955	378,633
■ 工場用	318,159	333,745	309,172	288,382	279,162
■ 家庭用	1,338,789	1,341,707	1,337,742	1,293,125	1,235,092
合計	2,070,873	2,084,195	2,062,862	1,976,462	1,892,887

※ 平成28年度については、決算見込みです。

下水道有収水量の推移



下水道使用料の推移



※ 下水道使用料の金額は、調定額です。
 ※ 平成28年度については、決算見込みです。

上下水道事業の業務指標比較(抜粋)

区分	水道事業			備考
	平成26年度	平成27年度	平成28年度	
普及率(%)	100.0	100.0	100.0	行政区画人口に占める給水人口の割合
供給単価(円/㎥)	219	208	198	有収水量1㎥当たりの給水収益
給水原価(円/㎥)	232	193	192	有収水量1㎥当たりの経常費用
料金回収率(%)	94.2	108.2	103.2	給水原価に対する供給単価の割合
一般家庭料金(円)	3,585	3,261	3,261	1か月当たりφ20mmで20㎥使用時の水道料金(税込)

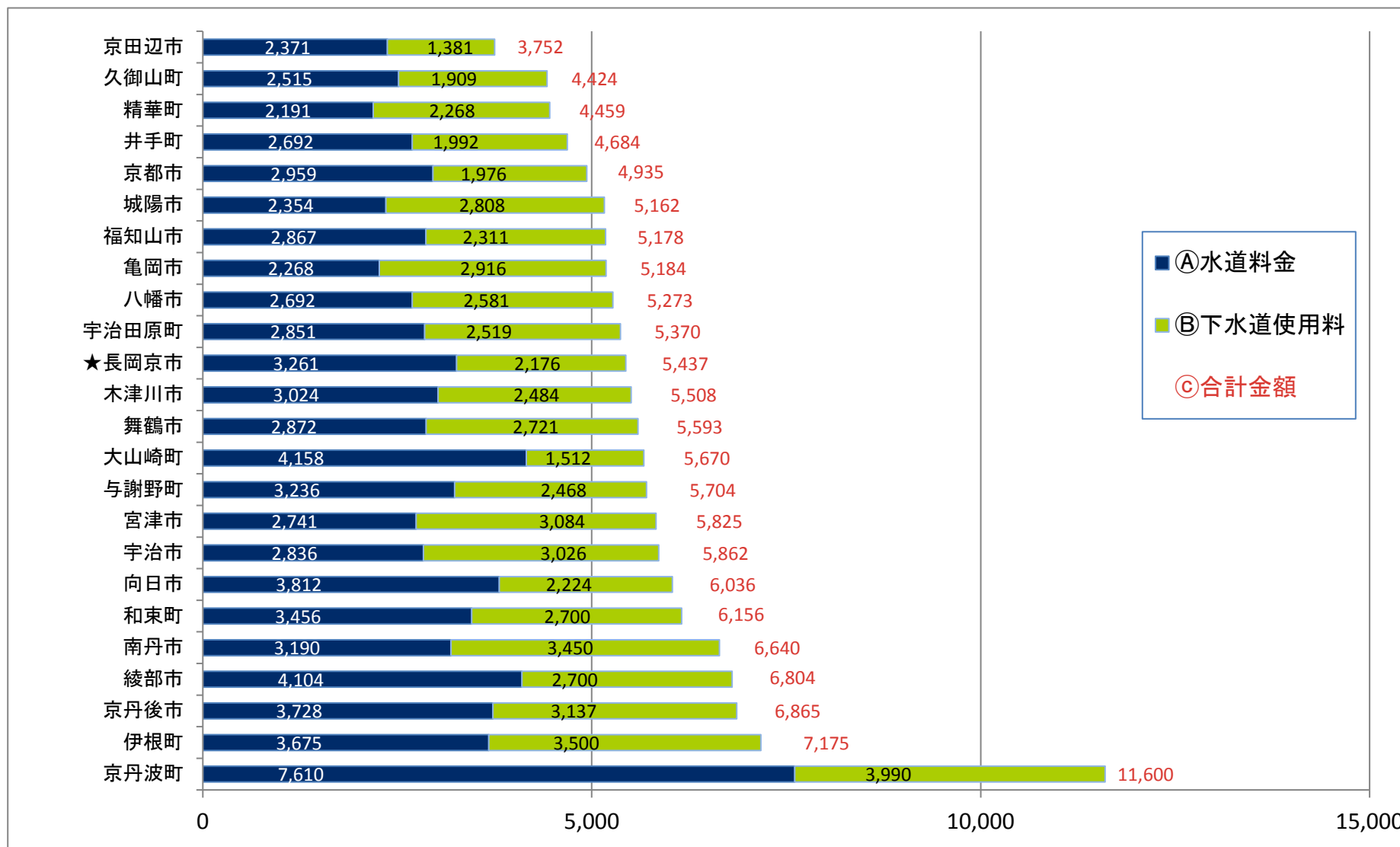
区分	下水道事業			備考
	平成26年度	平成27年度	平成28年度	
水洗化率(%)	99.0	99.1	99.2	供用開始区域で下水道へ接続している割合
使用料単価(円/㎥)	120	129	116	有収水量1㎥当たりの使用料単価
汚水処理原価(円/㎥)	165	165	151	有収水量1㎥当たりを処理するのに必要な費用
使用料回収率(%)	72.6	77.9	76.9	汚水処理費用に対する使用料の割合
一般家庭料金(円)	1,811	1,811	2,176	1か月当たり20㎥使用時の下水道使用料

※ 平成28年度については、決算見込みです。また、下水道事業(下の表)は平成29年度から法適用したため、平成28年度は打切決算を行いました。よって、平成28年度の指標は参考値となります。

京都府下一般家庭の水道料金及び下水道使用料比較

(平成29年4月1日現在)

(単位:円/月)



※ 水道料金: 1か月20m³(口径20mm)を使用した場合。下水道使用料: 1か月20m³を使用した場合。
 笠置町と南山城村は下水道が合併浄化槽であるため除外。

総財公第 10 号
総財営第 2 号
総財準第 4 号
平成 28 年 1 月 26 日

各都道府県総務部長
各都道府県企業管理者
各都道府県議会事務局長
各指定都市総務、財政局長
各指定都市企業管理者
各指定都市議会事務局長
各企業団企業長

】 殿

総務省自治財政局公営企業課長
(公 印 省 略)
総務省自治財政局公営企業経営室長
(公 印 省 略)
総務省自治財政局準公営企業室長
(公 印 省 略)

「経営戦略」の策定推進について

公営企業については、保有する資産の老朽化に伴う大量更新期の到来や人口減少等に伴う料金収入の減少等により、経営環境は厳しさを増しており、不断の経営健全化の取組が求められます。

このような中、公営企業が住民の日常生活に欠くことのできない重要なサービスを提供する役割を果たしており、将来にわたってもサービスの提供を安定的に継続することが可能となるように、総務省では、中長期的な経営の基本計画である「経営戦略」を策定することを要請しているところです（「公営企業の経営に当たっての留意事項について」（平成 26 年 8 月 29 日付け総財公第 107 号、総財営第 73 号、総財準第 83 号、総務省自治財政局公営企業課長、同公営企業経営室長、同準公営企業室長通知。))。

また、平成 32 年度までの「経済・財政再生計画」（経済財政運営と改革の基本方針 2015（平成 27 年 6 月 30 日閣議決定）第 3 章をいう。以下同じ。）では、公営企業について、地方財政をめぐる厳しい状況を踏まえ、「経営戦略の策定等を通じ、経

営基盤強化と財政マネジメントの向上を図る。」こととされ、更に、「経済・財政再生計画改革工程表」（平成 27 年 12 月 24 日経済財政諮問会議決定。以下「改革工程表」という。）では、その改革の成果を図る指標として「収支赤字事業数」の減少や「経営戦略」の策定率が設定されているところです。

これらのことを踏まえて、「経営戦略」の策定を支援するため、今般、総務省においては、「経営戦略策定ガイドライン」を取りまとめるとともに、「経営戦略」の策定に要する経費等に対する地方財政措置を新たに講じることとしたところです。

各地方公共団体におかれては、下記の内容に御留意の上、「経営戦略」の策定に適切に取り組み、計画的かつ合理的な経営を行うことにより収支の改善等を通じた経営基盤の強化等に努められるようお願いいたします。

各都道府県におかれては、貴都道府県内の市区町村（指定都市を除く）に対しても、この旨通知していただくとともに、適切な御助言をお願いいたします。

また、地域の元気創造プラットフォームにおける調査・照会システムを通じて、各市区町村に対して、本通知についての情報提供を行っていることを申し添えます。

なお、本通知は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の 4 第 1 項（技術的な助言）に基づくものです。

記

1. 策定の推進について

改革工程表においては、「経営戦略」の策定率を平成 32 年度までに 100%とすることとされており、全ての事業において、この期限までに「経営戦略」を策定することが求められる。特に、経済・財政再生計画の集中改革期間である平成 28 年度から平成 30 年度までの間は、「経営戦略」の策定について、2. (2) のとおり地方財政措置を講じ、集中的に推進することとしているので、早期に取り組むことが求められる。

2. 支援措置について

(1) ガイドラインの策定

今般、「経営戦略」の策定に当たっての実務上の指針として、「経営戦略」に関する基本的考え方、「投資試算」及び「財源試算」の将来予測方法、経営健全化及び財源確保の具体的方策、各事業の特性を踏まえた策定上の留意点並びに「経営戦略のひな形様式」等を「経営戦略策定ガイドライン」として取りまとめたところであり、策定に当たっては実効性のある「経営戦略」となるよう参考とされた（別紙 1 参照）。

(2) 地方財政措置

「経営戦略」の策定に要する経費（公営企業の経営に精通した人材を活用した経営支援活動に要する経費を含む。）について、平成 28 年度から平成 30 年度までの間、特別交付税措置を講じることとしている（別紙 2 参照）。

3. 都道府県による取組について

都道府県においては、市区町村の「経営戦略」の策定状況及び内容等を適切に把握し、取組の具体性や収支改善の実現性等について十分に検証を行い、実効性のある「経営戦略」となるよう必要な助言等を行うことが求められる。また、「経営戦略」の策定及び同戦略に基づく経営健全化等の取組が着実に実施されるよう、先進事例の紹介、経営健全化に精通した人材のあっせん等の支援を行うことが適当である。

さらに、広域行政を担う主体として、市区町村間の広域的な連携の取組が積極的に推進されるよう、必要な助言や情報提供等の支援を行うことが望ましい。

4. 国による策定状況等のとりまとめ、情報提供について

総務省においては、「経営戦略」の策定の推進に資するよう、毎年度、「経営戦略」の策定状況等を調査し、その結果をとりまとめ、個別団体ごとに公表することとしているので、活用されたい。

5. その他

水道事業の高料金対策及び下水道事業の高資本費対策に要する経費に係る地方交付税措置を講じるに当たっては、平成 29 年度から「経営戦略」の策定を要件とする予定であることに留意されたい。

アンケート調査実施概要(案)

1. 調査目的

お客様のニーズに対応した事業運営やサービスの提供を積極的に図るために、お客様の上下水道事業に対するご意見や要望を把握することを目的とする。

2. 調査内容	【今回】	【前回(平成16年11月)】
① 回答者個人と世帯について	5問	5問
② 水道水や飲み水について	3問	7問(水道水源を含む)
③ 下水道について	4問	—
④ 上下水道料金について	2問	2問
⑤ 節水について	2問	2問
⑥ 災害時について	3問	—
⑦ お客さまサービス(広報を含む)について	4問	5問
⑧ 上下水道事業全般について	2問	1問
⑨ ご意見・ご要望等の自由意見	1問	1問
計	26問	23問

3. 主な変更点について

前回は府営水導入後の初めてのアンケートであり、水源やブレンド等への設問が多くなりましたが、今回は下水道事業や災害関連の設問に入れ替えた。

4. その他

- | | |
|--------------|----------------------|
| ① 調査対象及び抽出方法 | 20歳以上の住民1,000人を無作為抽出 |
| ② 調査方法 | 郵送による無記名調査票の配布及び回収 |
| ③ 調査期間(予定) | 平成29年8月下旬配布、9月中旬回収 |

アンケート(案)比較検討資料

※太字及び下線部分は前回アンケートとの変更内容を表示

		H16. 3調査項目	今回の調査項目(案)	変更理由
自身や家庭	1	ご自身についてお聞かせください。 ・性別は 男性(48%) 女性(51%) ・年齢は 20歳代(10%) 30歳代(20%) 40歳代(18%) 50歳代(28%) 60歳以上(23%)	継続	
	2	家族構成はご自身を含めて何人ですか。 ① 1人(5%) ② 2人(24%) ③ 3人(27%) ④ 4人(28%) ⑤ 5人以上(14%)	継続	
	3	問1-2について②から⑤に回答された方にお聞きます。その構成は次のうちどれに該当しますか。 ① 夫婦のみ(21%) ② 夫婦と子供(54%) ③ 夫婦と子供及び他の家族(7%) ④ 親や他の家族(7%) ⑤ その他(8%)	上記について②から⑤に回答された方にお聞きます。その構成は次のうちどれに該当しますか。 ① 夫婦のみ ② 親と子 ③ 親や子と孫 ④ その他(具体的に:)	聞き方を少し変えた
	4	お住まいの中学校区はどちらですか。 ① 長岡中学校(23%) ② 長岡第2中学校(21%) ③ 長岡第3中学校(30%) ④ 長岡第4中学校(17%) 無回答(9%)	継続	
	5	長岡京市にお住まいになって何年になりますか。 ① 3年未満(9%) ② 3年以上10年未満(12%) ③ 10年以上20年未満(21%) ④ 20年以上30年未満(25%) ⑤ 30年以上(32%)	継続	
水源について	6	地下水源は地下水位の低下や地盤沈下が顕著となり、市の西部山麓地域から京都市と隣接する東部地域に移っていますがご存知ですか。 ① はい (38%) ② いいえ (61%)	削除	水源確保のための東部地域へ移って久しい。
	7	地下水の原水水質には、鉄やマンガン等の含有量が水道水質基準を超えていることから、浄水場で処理し除去していることをご存知ですか。 ① はい (55%) ② いいえ (44%)	削除	浄水場は水質基準を満たすための施設であり、あえて聞かない。
	8	本市の水道水には平成12年10月から京都府営水道(河川水約30%)がまざっていますが、ご存知ですか。 ① はい (83%) ② いいえ (16%)	現在の水道水には、地下水と京都府営水道(河川水)のブレンド水(約50%ずつ)ですが、ご存知ですか。 1. はい 2. いいえ	京都府営水道導入して久しく、現状のブレンド割合に修正する。
	9	本市が京都府営水道に支払う料金は、使用しなくても申し込んだ水量全体にかかる料金と、実際に使用した水量分にかかる料金の合計で支払っていますがご存知ですか。 ① はい (49%) ② いいえ (50%)	削除	京都府営水道の料金の仕組みのため。
	10	あなたが今後の水道水に望まれるのは次のうちどれですか。 ① 料金が抑制できるならば、地下水に京都府営水道が50%以上混ざっている水道水でも良い (28%) ② 料金が多少高くなっても、地下水に京都府営水道が混ざる率は現在のように50%以下が良い (55%) ③ 料金は高くなりますが地下水を最大限使用したとした水道水が良い (13%)	削除	ブレンド割合を50%を基本としているため。
水道水について	11	現在の水道水についてどのように感じておられますか。 ①におい(満足16%)(普通65%)(不満17%) ②味(満足13%)(普通57%)(不満28%) ③温度(満足16%)(普通61%)(不満22%) ④水圧(水の出る強さ)(満足29%)(普通61%)(不満9%) ⑤ 料金 (満足3%)(普通41%)(不満55%)	現在の水道水についてどのように感じておられますか。 ①におい(満足・普通・不満) ②味(満足・普通・不満) ③温度(満足・普通・不満) ④水圧(水の出る強さ)(満足・普通・不満) ⑤ 水道料金 (満足・普通・不満) ⑥ 安心・安全(満足・普通・不満)	安心及び安全についての意識を確認する。
	12	普段、主に「飲み水」にされているものは次のうちどれですか。 ①水道水(53%) ②家庭用浄水器を使用した水道水(26%) ③市販のボトル水等(15%) ④その他(5%)	普段、主に「飲み水」にされているものは次のうちどれですか。 ①水道水 ②家庭用浄水器を使用した水道水 ③市販のボトル水等 ④その他 ⑤ わからない	不明な方への回答として「わからない」を追加する。

下水道について	13		公共下水道事業には、生活排水を処理する汚水事業と浸水被害を軽減するための雨水事業があることをご存知ですか。 1. 知っている 2. 知らない	下水道事業全般の意識を把握する。
	14		水道事業は料金収入で運営されているのに対して、下水道事業の汚水事業は皆さんからの下水道使用料の収入のほか、税金が充てられていることをご存知ですか。 1. 知っている 2. 知らない	同上
	15		現在の下水道についてどのように感じておられますか。 ①浸水被害の軽減（満足・普通・不満）②河川等の環境（満足・普通・不満）③におい対策（満足・普通・不満）④排水やつまり（満足・普通・不満）⑤下水道使用料（満足・普通・不満）	同上
	16		あなたは、下水道を使用するに当たって、どのようなことに気をつけていますか。（〇はいくつでも） 1 台所の排水口に野菜くずなどのごみが流れこまないようにしている 2 洗剤を使いすぎないようにしている 3 てんぷら油などが下水に流れないように気をつけている 4 水洗トイレには水に溶ける紙以外は流さないようにしている 5 その他(具体的に:) 6 特に何もしていない	下水道に流してはいけない内容をさらに啓発するため。
料金について	17	水道料金は、使用しなくてもかかる料金(準備料金)と使用した水量にかかる料金(水量料金)の合計になっていますがご存知ですか。 ①はい(72%) ②いいえ(28%)	上下水道料金は、使用しなくてもかかる料金と使用した水量にかかる料金の合計になっていますがご存知ですか。 1. はい 2. いいえ	上下水道料金に改め、表現の違う準備料金と水量料金の表現を削る
	18	水道料金は使用する水量により単価が異なりますが、使用量が多ければ単価は高くなることをご存知ですか。 ①はい(53%) ②いいえ(46%)	上下水道料金は使用する水量により単価が異なりますが、使用量が多ければ単価は高くなることをご存知ですか。 1. はい 2. いいえ	上下水道料金に改める。
節水について	19		あなたは、節水についてどのようなことに気をつけていますか。（〇はいくつでも） 1 こまめに水を止めている 2 お風呂の残り湯を再利用している 3 節水型機器を選ぶようにしている 4 その他(具体的に:) 5 特に何もしていない	節水意識の考え方を新たに聞く。
	20	次の節水機器の使用等は、お宅ではいつ頃からですか。 ①トイレに節水型機器を使用（使用していない79%）(3年未満7%) 3年以上(12%) ②節水型全自動洗濯機を使用（使用していない62%）(3年未満16%) 3年以上(19%) ③全自動食器洗い機を使用（使用していない80%）(3年未満8%) 3年以上(9%) ④その他（使用していない36%）(3年未満1%) 3年以上(0%)	次の節水機器の使用等は、お宅ではいつ頃からですか。 ①トイレに節水型機器を使用（使用していない・3年未満・3年以上）②節水型全自動洗濯機を使用（使用していない・3年未満・3年以上）③全自動食器洗い機を使用（使用していない・3年未満・3年以上）④その他（使用していない・3年未満・3年以上）⑤わからない	不明な方への回答として「わからない」を追加する。
	21	節水機器の使用等で、今後の予定をお聞かせください。 ①トイレに節水型機器を使用（3年以内に使用予定3%）(時期は未定だが使用したい25%) (わからない51%) ②節水型全自動洗濯機を使用（3年以内に使用予定5%）(時期は未定だが使用したい25%) (わからない36%) ③全自動食器洗い機を使用（3年以内に使用予定3%）(時期は未定だが使用したい22%) (わからない1%) ④その他（3年以内に使用予定0%）(時期は未定だが使用したい3%) (わからない29%)	削除	現時点での買い替え時が不明確なことから、あまり意味のない質問のため。

災害について	22		<p>あなたのご家庭では、地震等の災害に備えて飲料水の備蓄をしていますか。</p> <p>1. 市販のミネラルウォーターなどを備蓄している 2. 長岡京市上下水道部の災害用備蓄水「ガラシャおまかげの水」を備蓄している 3. 水道水をポリ容器等に入れて備蓄している※1 4. その他の方法で備蓄している(備蓄方法:) 5. 備蓄していない</p> <p>※1 水道水は冷暗所であれば3日程度の保存が可能です。</p>	災害に対する現状を把握する。
	23		<p>前問の1～4と答えていただいた方でご家族1人あたりの飲料水の備蓄量について(○は1つ)</p> <p>1. 9リットル以上 2. 6～8リットル程度 3. 3～5リットル程度 4. 3リットル未満 5. わからない</p> <p>※ 災害に備え、1人1日あたり3リットル、3日分で9リットル程度を目安として、飲料水の備蓄(冷暗所等での3日間程度の保存を含む)をお願いしています。</p>	備蓄量の啓発のため。
	24		<p>災害時に避難所となる小中学校などに、災害時でも使用できるようトイレ(災害用マンホールトイレ)を整備していますが</p> <p>1. 小中学校等の避難所に災害用マンホールトイレがあることをご存知ですか。(知っている・知らない)</p> <p>2. 災害用マンホールトイレの組み立て訓練に参加されたことはありますか。(参加したことがある・参加したことがない)</p>	マンホールトイレの認知度の確認
お客様サービスについて	25	<p>今までに窓口や電話などによる水道局への問い合わせ・申し込み・相談等された事項について、該当する番号すべてに○をしてください。</p> <p>①料金について (9%)</p> <p>②水道の使用開始や中止の申し込み (33%)</p> <p>③メータ検針や使用水量の問い合わせ (9%)</p> <p>④自宅給水管の新設・増改築の申し込みや相談 (7%)</p> <p>⑤自宅の水道の漏水修理依頼や相談 (16%)</p> <p>⑥断水や濁りなど水質に関する問い合わせ (4%)</p> <p>⑦広報等について (1%)</p> <p>⑧その他の意見・要望等 (3%)</p>	<p>上下水道部のお客さま対応やサービスに対するあなたの満足度をお聞きます。(○は1つずつ)</p> <p>1.窓口や電話での対応 (満足・普通・不満)</p> <p>2.水道メータ検針での対応 (満足・普通・不満)</p> <p>3.休日における水道の開栓・閉栓 (満足・普通・不満)</p> <p>4.インターネット、電話、ファクシミリによる水道使用の受付 (満足・普通・不満)</p> <p>5.水道料金の口座振替やコンビニ払い (満足・普通・不満)</p> <p>6.その他の意見・要望等</p>	窓口対応を民間委託にしており、聞き方を修正した。
	26	<p>その時に対応した水道局職員の印象はどのように感じられましたか。</p> <p>①待ち時間 (満足14%) (普通74%) (不満4%)</p> <p>②説明の内容 (満足18%) (普通65%) (不満8%)</p> <p>③処理の適切さ (満足19%) (普通65%) (不満9%)</p> <p>④言葉づかい (満足17%) (普通68%) (不満8%)</p> <p>⑤態度・身だしなみ (満足11%) (普通71%) (不満6%)</p>	削除	上記の問に含めた。
広報活動について	27	<p>水道局では広報誌「水だより」と「ホームページ」にて情報をお知らせしていますがご覧になっていますか。</p> <p>①「水だより」と「ホームページ」の両方とも見ている (12%)</p> <p>②「ホームページ」は見ているが「水だより」は見えていない (1%)</p> <p>③「水だより」は見ているが「ホームページ」は見えていない (52%)</p> <p>④「水だより」と「ホームページ」の両方とも見えていない (34%)</p>	<p>上下水道部が行っている広報活動として「水だより」や「ホームページ」について、わかりやすいですか。</p> <p>1. はい 2. いいえ 3. 見ていない</p>	ホームページも充実してきており、問をまとめた。
	28	<p>それらはの内容はわかりやすいですか。</p> <p>①はい (71%) ②いいえ (25%)</p>	削除	

29	<p>それらの内容は十分ですか。 ①はい (52%) ②いいえ (38%)</p>	<p>あなたは、水道や下水道について知りたい情報や興味のある情報は、どのようなものでしょうか。 1. 水道水の水質などの安全性に関する情報 2. 蛇口が故障した時の問い合わせに関する情報 3. 工事や高水に関する情報 4. 上下水道料金に関する情報 5. 上下水道事業の経営に関する情報 6. その他 () 7. 特に気になる情報は無い</p>	<p>具体的な内容に変更した。</p>
30		<p>上下水道部が行っている広報活動について、どの程度ご存じですか。(〇は1つずつ) 1. 水道施設見学会(日吉ダム・東第2浄水場見学:月) ①よく知っている(参加したことがある) ②知っている(参加したことはない) ③聞いたことはあるが、よく知らない ④知らない(この調査で初めて知った) 2. 水の日イベント(バンビオ広場公園:8月) ①よく知っている(参加したことがある) ②知っている(参加したことはない) ③聞いたことはあるが、よく知らない ④知らない(この調査で初めて知った) 3. 環境フェア(環境政策室主催:11月) ①よく知っている(参加したことがある) ②知っている(参加したことはない) ③聞いたことはあるが、よく知らない ④知らない(この調査で初めて知った) 4. 出前講座(小学4年生対象:6月頃) ①よく知っている(参加したことがある) ②知っている(参加したことはない) ③聞いたことはあるが、よく知らない ④知らない(この調査で初めて知った) 5. 防災訓練(防災・安全推進室主催:11月) ①よく知っている(参加したことがある) ②知っている(参加したことはない) ③聞いたことはあるが、よく知らない ④知らない(この調査で初めて知った)</p>	<p>現在の上下水道事業への取り組みに対する意識を確認する。</p>
31	<p>今後水道局に関する情報について、次のうちどのようなことを知りたいですか。 ①料金のしくみ (23%) ②水道局の財政状態 (6%) ③水質の状況 (64%) ④その他 (2%)</p>	<p>削除</p>	<p>聞き方を2問に分けた</p>
32		<p>皆様に安心して快適な生活をしていただくための、上下水道部の以下の事業について、ご感想をお聞かせください。(〇は1つずつ) 1. いつでも水道や下水道が利用できること (安心して・どちらかといえば安心して・どちらともいえない・どちらかと言えば不安を感じる・不安である・わからない) 2. 大雨でも浸水被害がないこと (安心して・どちらかといえば安心して・どちらともいえない・どちらかと言えば不安を感じる・不安である・わからない) 3. 下水道管のつまりや臭いがないこと (安心して・どちらかといえば安心して・どちらともいえない・どちらかと言えば不安を感じる・不安である・わからない) 4. 水道・下水道施設の老朽化や地震への対策がされていること (安心して・どちらかといえば安心して・どちらともいえない・どちらかと言えば不安を感じる・不安である・わからない)</p>	<p>現在の上下水道事業への取り組みに対する意識を確認する。</p>
33		<p>上下水道部が重点的に進めている以下の項目について、あなたのお考えをお答えください。(〇は1つずつ) 1. 古くなった水道管や下水道管などの施設の更新 (特に力を入れる必要がある・力を入れる必要がある・あまり力を入れる必要はない・まったく力を入れる必要はない・わからない) 2. 大雨や地震に備えた対策 (特に力を入れる必要がある・力を入れる必要がある・あまり力を入れる必要はない・まったく力を入れる必要はない・わからない) (特に力を入れる必要がある・力を入れる必要がある・あまり力を入れる必要はない・まったく力を入れる必要はない・わからない) 3. サービスの充実などによるお客さま満足度の向上 (特に力を入れる必要がある・力を入れる必要がある・あまり力を入れる必要はない・まったく力を入れる必要はない・わからない) 4. 広域連携も含めた業務や組織の見直し、経費削減などによる経営の更なる安定化 (特に力を入れる必要がある・力を入れる必要がある・あまり力を入れる必要はない・まったく力を入れる必要はない・わからない)</p>	<p>今後の上下水道事業の取り組むべき市民の意識を確認する。</p>

上下水道事業全般について

上下水道事業審議会のスケジュール(案)

年度	月	回数	主な審議内容
29	8	第1回	<div style="border: 1px solid black; padding: 10px; margin-bottom: 20px;"> <p>水道事業</p> <p>第2回 水道ビジョンの現状と課題</p> <p>第3回 水道事業施設整備検証</p> <p>第4回 水道ビジョン及び 水道料金のあり方</p> </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 10px; margin-bottom: 20px;"> <p>下水道事業</p> <p>第5回 下水道事業の現状と課題</p> <p>第6回 下水道事業施設整備検証</p> <p>第7回 下水道ビジョン及び 下水道使用料のあり方</p> </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 5px; width: fit-content; margin-left: auto; margin-right: auto;"> <p>第8回 上下水道事業ビジョン及び上下水道料金の見直し</p> </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 5px; width: fit-content; margin-left: auto; margin-right: auto;"> <p>パブリックコメント 実施</p> </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 5px; width: fit-content; margin-left: auto; margin-right: auto;"> <p>第9回 答 申</p> </div>
	9		
	10		
	11	第2回	
	12		
	1		
	2	第3回	
3			
30	4		
	5	第4回	
	6		
	7		
	8	第5回	
	9		
	10		
	11	第6回	
	12		
	1		
31	2	第7回	
	3		
	4		
	5	第8回	
	6		
	7	第9回	

■長岡京市審議会等の会議の公開に関する指針

第1 目的

この指針は、長岡京市審議会等の設置及び運営等に関する要綱（平成13年4月1日施行。以下「要綱」という。）第4条に規定する審議会等の運営にあたり、公開原則のもとに会議を行うことにより、市政に関する意思形成過程及び情報等をより広く市民に公開し行政運営の公正性、透明性を確保するとともに、市政への市民参加を一層促進するため、会議の公開方法等について、審議会等を所管する課等（以下「主管課」という。）が準拠すべき必要な事項を定めることを目的とする。

第2 対象とする会議

この指針の対象とする会議は、要綱第2条に定める附属機関及び懇談会等の会議とする。

第3 会議の公開の基準

審議会等の会議は、原則として公開するものとする。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、当該会議を公開しないことができる。

- (1) 法令等の規定により、会議が非公開とされている場合
- (2) 当該会議において、長岡京市情報公開条例（平成11年長岡京市条例第17号。以下「公開条例」という。）第6条各号の規定に該当する情報に関して審議する場合
- (3) 当該会議を公開することにより、公正かつ円滑な議事運営に著しい支障が生ずると認められる場合

第4 公開又は非公開の決定

- (1) 審議会等の会議の公開又は非公開の決定は、前項に規定する「会議の公開の基準」に基づき、附属機関にあってはその附属機関の長が当該附属機関に諮って行い、懇談会等にあっては会議の招集者が当該懇談会等に諮って行うものとする。
- (2) 審議会等は、会議を公開しないことを決定した場合は、その理由を明らかにしなければならない。
- (3) 会議の審議事項に公開する事項と非公開にする事項がある場合において、審議を分割して行うことができると認められるときは、非公開の事項に係る部分を除いて公開するものとする。

第5 公開の方法等

- (1) 審議会等の会議の公開は、会場に一定の傍聴席を設け、会議の傍聴を希望する者に、当該会議の傍聴を認めることにより行うものとする。
- (2) 審議会等は、市長が別に定める傍聴に係る遵守事項を参考に、当該公開する会議の公正かつ円滑な運営に努めなければならない。
- (3) 審議会等は、公開した会議の議題を明らかにした資料を傍聴者に提供するものとする。ただし、その資料のうち公開条例第6条各号の規定に該当する情報が記載されているものは除く。
- (4) 審議会等は、会議に関する報道機関の取材に関しても、第5第1号から前号までと同様に行うものとする。

第6 会議開催の周知

審議会等は、公開する会議を開催するに当たっては、会議開催予定日の概ね2週間前までに、次に掲げる事項を市広報紙に掲載する等の方法により公表し、一般の周知に努めるものとする。ただし、会議を緊急に開催する必要が生じたときは、この限りでない。

- (1) 会議名
- (2) 議題
- (3) 開催日時
- (4) 開催場所
- (5) 傍聴者の定員
- (6) 傍聴手続きの方法
- (7) 問い合わせ先
- (8) その他必要な事項

第7 会議録の作成及び閲覧等

- (1) 審議会等は、会議終了後、概ね一カ月以内に会議録を作成しなければならない。
- (2) 会議録の記載事項は、次のとおりとする。なお、要綱第2条に定める懇談会等の会議録は、要綱第4条第2項の規定に留意し作成しなければならない。
 - ア 会議名
 - イ 開催日時
 - ウ 開催場所
 - エ 出席委員
 - オ 会議の公開の可否
 - カ 非公開の理由（非公開（会議の一部非公開を含む。）の場合）
 - キ 傍聴者数（公開の場合）
 - ク 議題
 - ケ 配布資料
 - コ 審議等の内容
 - サ その他必要な事項

第8 会議録の閲覧等

- (1) 審議会等は、公開した会議の会議録、会議資料等を市民の閲覧に供すること等により、会議の結果を公表するよう努めるものとする。
- (2) 会議録、会議資料等については、主管課で作成され次第、速やかに市民参画協働主管課へ送付するほか、市ホームページにおいても公表するよう努めるものとする。
- (3) 会議録、会議資料等の市民情報コーナーでの閲覧に供する期間やホームページ等を利用した会議の概要の公表期間は、原則として会議を行った日の属する年度及び翌年度から3年間とする。

第9 運用状況の公表

市長は、審議会等の会議の公開の運用状況について、定期的な公表に努めるものとする。

附 則

この指針は、平成13年4月1日から実施し、同日以後に開催される審議会等の会議から適用する。

附 則

この指針は、平成18年7月1日から実施し、同日以後に開催される審議会等の会議から適用する。

附 則

(実施時期)

- 1 この指針は、平成20年7月1日から実施する。

(経過措置)

- 2 この指針施行の際すでに会議の開催を公表している審議会については、なお従前の例による。

附 則

この指針は、平成23年4月1日から実施し、同日以後に開催される審議会等の会議から適用する。

附 則

この指針は、平成25年4月1日から施行する。

■長岡京市審議会等の会議の公開に関する傍聴内規

第1 趣旨

この指針は、長岡京市審議会等の会議の公開に関する指針（平成13年4月1日施行。以下「指針」という。）の対象となる会議（以下「会議」という。）の傍聴に関し、必要な事項を定めるものとする。

第2 傍聴者の範囲

この内規の対象となる会議の傍聴者の範囲は、長岡京市情報公開条例(平成11年長岡京市条例第17号)第5条に定める、何人もとする。

第3 傍聴の手続き

傍聴希望の申出期間は、会議の開催日の2週間前から開催日の前日までとする。

2 傍聴の希望者が傍聴の定員を超えた場合は、抽選により決定する。

3 会議を傍聴しようとする者は、会議の当日、所定の場所で傍聴願いに自己の住所及び名前を記入の上、附属機関の長又は懇談会等の招集者等（以下「会長等」という。）に提出するものとする。

第4 傍聴者の定員

傍聴者の定員は、あらかじめ会長等が定める人数とする。

第5 傍聴することができない者

次に該当する者は、傍聴することができない。

- (1) 銃器その他危険なものを持っている者
- (2) 酒気を帯びていると認められる者
- (3) 貼り紙、ビラ、掲示板、プラカード、旗及びのぼりの類を持っている者
- (4) 笛、ラッパ、太鼓その他楽器の類を持っている者
- (5) その他会議を妨害し、又は人に迷惑を及ぼすと認められる者

第6 傍聴者の遵守事項

傍聴者は、傍聴席においては次の事項を守り、静穏に傍聴しなければならない。

会議における言動に対して、拍手その他の方法により公然と可否を表明しないこと。

- (1) はち巻き、腕章の類をする等示威的行為をしないこと。
- (2) 飲食又は喫煙をしないこと。
- (3) 傍聴席において写真、ビデオ等の撮影又は録音をしないこと。ただし、会長等の許可を得た場合はこの限りではない。
- (4) 他の傍聴者の迷惑になるような行為、その他会議の妨害になるような行為をしないこと。

第7 違反に対する措置

傍聴者がこの内規に違反するときは、会長等がこれを制止するとともに、その命令に従わないときは、その者を退場させることができる。

第8 会議資料の提供

審議会等は、会議資料（長岡京市情報公開条例第6条各号の規定に該当する情報が記録されている部分を除く。）を傍聴者に提供するものとする。

附 則

(実施時期)

1 この内規は、平成20年7月1日から運用する。

(経過措置)

2 この内規運用の際すでに会議の開催を公表している審議会については、なお従前の例による。

附 則

この内規は、平成23年4月1日から運用し、同日以後に開催される審議会等の会議から適用する。

長岡京市上下水道事業審議会設置条例

平成25年9月13日

条例第19号

(設置)

第1条 長岡京市上下水道事業のより適正かつ効率的な運営を図るため、長岡京市上下水道事業審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(所掌事項等)

第2条 審議会は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項について調査審議し、答申する。

- (1) 長岡京市上下水道事業の経営問題に関すること。
- (2) 長岡京市上下水道事業の将来計画に関すること。
- (3) その他長岡京市上下水道事業の健全な発展に関すること。

2 審議会は、必要に応じて前項各号に掲げる事項について市長に提言することができる。

(組織)

第3条 審議会は、委員12人以内で組織する。

- 2 委員は、市民及び学識経験者のうちから市長が委嘱する。
- 3 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第4条 審議会に会長及び副会長を置き、委員の互選により定める。

- 2 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(審議会の会議)

第5条 審議会の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

- 2 審議会は、委員の過半数の出席がなければ会議を開くことができない。
- 3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(部会)

第6条 会長が必要と認めるときは、審議会に、専門的事項を調査審議するため、部会を置くことができる。

- 2 部会に属する委員は、会長が指名する。

3 部会に部会長を置き、会長が指名する委員がこれに当たる。

4 部会長は、部会の会務を掌理し、部会における調査審議の状況及び結果を審議会に報告する。

(意見の聴取)

第7条 審議会及び部会は、調査審議のため必要があるときは、関係者等の出席を求め、意見を聴くことができる。

(事務局)

第8条 審議会の事務局は、上下水道担当部内に置く。

2 事務局長は、上下水道担当部長をもって充てる。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日以後最初に開かれる審議会及び会長の職務を行う者がいない場合における審議会の招集並びに会長が選任されるまでの間の審議会の主宰は、市長が行う。

(長岡京市特別職非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

3 長岡京市特別職非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例(昭和39年長岡京市条例第15号)の一部を次のように改正する。

[次のよう] 略

長岡京市審議会等の設置及び運営等に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、附属機関及び協議会等（以下「審議会等」という。）の設置及び運営等に関し、準拠すべき基本的事項及び必要な事項を定めることにより、審議会等の機能が十分発揮され、もって市政に対する市民の意見の反映、公正な行政運営の確保に役立てるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 附属機関 地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定に基づき、法律又は条例の定めにより設置されるものをいう。
- (2) 懇談会等 附属機関以外のもので行政運営上の参考に資するため、有識者等の参集を求め、意見交換。懇談等を実施し、専門知識の導入、市政に対する市民意見の聴取等を目的として規則、要綱その他の規程により設置される委員会、協議会、懇談会等をいう。

(審議会等の設置)

第3条 審議会等の設置に当たっては、次の事項に留意するものとする。

- (1) 簡素・効率的な行政運営、行政責任の明確化の観点から、真に必要な審議会等の設置に限るものとする。
- (2) 審議会等の所掌事項は、設置目的及び審議事項が類似する審議会等の設置を防ぐため、できるだけ広範囲の規定とするとともに、その運営に当たっては、分野別の部会等の設置により、機能的、弾力的な運営を図るものとする。なお、懇談会等の所掌事項については、合議制の機関として意思決定などの事項は原則定めないものとする。
- (3) 審議会等の委員の総数は、原則として20人以内とする。ただし、法律又はこれに基づく命令（以下「法令等」という。）に定めがあるなど、特別な事情があると認められる場合は、この限りでない。
- (4) 臨時的、時限的に設置される審議会等については、設置期限を明示するものとする。
- (5) 懇談会等を設置する場合、その名称は、審議会、審査会など附属機関とまぎらわしい表現は用いないものとする。

(審議会等の運営)

第4条 審議会等の運営に当たっては、市政に対する市民参加を促進するとともに、

市政に対する透明性、公正性を向上させるため、別に定める「長岡京市審議会等の会議の公開に関する指針」（平成13年4月1日施行）に基づき、原則公開により行うものとする。また、効果的・効率的な運営を行うため、次の事項に留意するものとする。

- (1) 会議の開催は、必要最小限にとどめる。
- (2) 会議の資料は、原則として、開催前に配付する。
- (3) 会議記録等は、審議経過等が明確となるよう作成する。

2 前項に定めるもののうち、懇談会等については、その定足数及び議決方法に関する議事手続は定めないものとし、聴取した意見については、答申、意見書等、合議制の機関としての結論と受け取られる呼称を付さないものとする。

(審議会等の委員の選任)

第5条 審議会等の委員の選任については、当該審議会等の設置目的を踏まえて、次の事項に留意するものとする。

- (1) 審議会等の機能が十分に発揮されるよう、幅広い分野、年齢層から適任者を選考して行うものとする。
- (2) 女性委員の登用については、長岡京市男女共同参画推進条例第11条第2項に規定する登用目標値（男女いずれか一方の委員の数が総数の10分の4未満とならない。）の達成に努めるとともに、長岡京市審議会等への女性委員の登用推進要綱（平成11年4月1日施行）の定めるところによる。
- (3) 委員の再任は、当該審議会等の委員として、在任年数が通算して10年を超える場合は、行わないものとする。ただし、特定の職にある者及び専門分野の学識経験者を充てる場合、その他特別な事情があると認められる場合は、この限りでない。
- (4) 同一人を委員として選任できる審議会等の兼職数は、3つまでとする。ただし、特定の職にある者及び当該審議会等の所掌事項について特に関わりの深い団体等を代表する者、その他これらに準ずると認められる場合は、この限りでない。
- (5) 市職員及び市議会議員は、審議会等の委員に選任しないものとする。ただし、法令や各機関の明確な定めがある場合及び審議会等の性質を考慮してもなお委員に含めることが必要であると認められる場合は、この限りでない。

2 附属機関の委員の委嘱にあたっては、その任期の始期及び終期を明確にしなければならない。なお、懇談会等の委員については、この限りでない。

(委員の公募)

第6条 審議会等の委員の選任に当たっては、当該審議会等の設置目的、審議内容等を勘案したうえで、委員の公募制の導入を検討し、実施については、別に定める「長岡京市審議会等の委員公募に関する指針」（平成13年4月1日施行）に基づき、可能な限り公募による委員の登用に努めるものとする。ただし、次の各号

のいずれかに該当する審議会等については、この限りでない。

- (1) 委員の資格が法令等により制限されている審議会等
- (2) 個人の秘密に属する事項を含む個人情報を取り扱う審議会等
- (3) 委員に対し特に専門的な技能等を要求される審議会等
- (4) 前3号に掲げるもののほか、委員の公募が適当でない認められる審議会等
(審議会等の見直し)

第7条 既に設置されている審議会等で、次の各号のいずれかに該当するものについては、廃止又は統合の見直しを行うものとする。

- (1) 所期の目的が既に達成されているもの。
- (2) 社会経済環境の変化等により、その役割が著しく低下し、又は存続の意義が薄らいだもの。
- (3) 活動が著しく不活発なもの。
- (4) 他の行政手段等により代替が可能と思われるもの。
- (5) 設置目的及び所掌事項が他の審議会等と著しく類似又は重複しているもの。
- (6) その他行政の総合性の確保、簡素・効率化の見地から統合が望ましいもの。

2 過去5年以上委員が任命されていない審議会等及び設置後5年以上経過した審議会等については、前項に掲げる視点に照らし、その必要性を再検討するものとする。

(調整事項)

第8条 審議会等を所管する課等の長（以下「主管課長」という。）は、当該課の審議会等の設置及び運営に関し、次の事項の調整を行うものとする。

- (1) 設置、廃止及び統合に関すること。
- (2) 委員の選任及び解任に関すること。
- (3) その他この要綱の適用のために必要な総合調整に関すること。

(報告等)

第9条 主管課長は、次の各号のいずれかに該当するものについては、審議会シートにより、市民参画協働主管課長、情報公開主管課長及び広報主管課長に合議するものとする。

- (1) 新たに審議会等を設置する場合
- (2) 既に設置されている審議会等を廃止若しくは統合する場合
- (3) 委員の公募を実施する場合
- (4) 審議会等の委員の選任及び解任

2 主管課長は、審議会等の開催状況について、市民参画協働主管課長に報告するものとする。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成13年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 第5条及び第6条の規定の適用については、審議会等の委員の改選時から適用する。
- 3 この要綱の施行日前にすでに設置されている審議会等に係る第8条第3項の規定の適用については、この要綱が適用される全ての審議会等を対象として施行日において適用する。

附 則

- 1 この要綱は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、平成18年7月1日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、平成29年4月1日から施行する。